

防衛大臣 小野寺五典 殿

2018年1月15日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



愛宕山運動施設における警察権の行使について（公開質問状）

愛宕山の運動施設は、日米共同使用とされ、岩国市が運営する都市公園として、11月4日から市民の利用が始まっている。しかし、市内の他の公園と違い、この地区が米軍基地であることに変わりはなく、市民の安全が本当に守られるのか不安がある。

そこで、愛宕山運動施設における日本側の警察権の行使について、下記の通り、公開質問状を提出するので、速やかに回答されたい。

記

1. 米軍基地については、日米地位協定第3条に基づき、米軍の管理権が認められており、また、同協定第17条10に基づき、米軍が警察権を行使するとされている。

愛宕山運動施設においても、これらの規定はそのまま適用されると考えていいのか。

それとも、今回の共同使用に当たっては、これらの規定の一部が適用除外されるのか、仮にそうだとすれば、その法的根拠を示すこと。

2. 平成29年11月山口県議会定例会一般質問に対する山口県警本部長の答弁において、「愛宕山運動施設で発生した事件・事故への対応については、その地域全体が米軍側が警備していない施設又は区域であり、必要な警察権を行使できる」としている。

愛宕山運動施設に関する管理権や警察権の一部を排除又は停止して、「米軍が警備していない施設又は区域」とするためには、何らかの明確な法的措置、或いは日米間の取極めが必要だと思われるが、そうした法的根拠を明らかにすること。